

広島市告示第505号

令和7年11月12日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営鶴見町第一駐車場	16区画	令和7年11月16日（日）午後5時から 同月17日（月）午後5時まで
広島市市営鶴見町第二駐車場	12区画	

2 休止する理由

平和大通り公園整備工事に伴う植栽撤去に当たって、駐車場の一部区画（34区画中16区画及び21区画中12区画）への車両の入出庫ができなくなるため。